

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成23年2月3日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし
 区分 : 該当なし
 区分 : 該当なし
 その他 : 5 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	設備パトロール時、高圧炉心スプレイポンプモータ上部潤滑油ドレン閉止部ににじみが認められたため、当該箇所を受けパンを設置。	G	
2	2号機	復水ろ過装置ろ過器(I)逆洗準備時、出口弁(電動弁)が過負荷停止したため、当該出口弁を点検補修。	G	
3	3号機	定検工事内容変更依頼書発行時、承認権限を誤って承認を得ていたため、正規に対応。(変更実施承認書を作成・承認)	G	
4	4号機	原子炉補機冷却系第2中間ループ熱交換器(C)用貝殻除去装置渦流フィルタ(C)旋回弁において、弁開度指示不良(弁体の開度計と制御盤開度計に差異)が認められたため、当該弁開度を点検補修。	G	
5	その他	設備パトロール時、一次水処理装置前処理補助配管フレキシブルホースに破損が認められたため、当該ホースを交換。	G	